

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町和戸三丁目二四一番二地先から宮代町和戸三丁目二二六番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年五月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路区域の変更の一部供用開始である。</p> <p>延長 一一〇・五〇メートル</p>	<p>備考</p>